

# 豊橋創造大学

平成 28 年度 大学機関別認証評価  
評価報告書

平成 29 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構



## 豊橋創造大学

### I 認証評価結果

#### 【判定】

評価の結果、豊橋創造大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

### II 総評

#### 「基準1. 使命・目的等」について

大学の使命・目的及び教育目的が、建学の精神である「誠をもって勤儉譲を行え」を基礎に、具体的かつ明確に示され簡潔に分かりやすく文章化されている。

「高度専門職業人養成」「社会貢献機能」を教育研究の特色とし、法令への適合を諮り、時代及び社会のニーズの変化に対応して時宜を失することのないように変更すべく取り組んできている。

大学の使命・目的及び建学の精神を学内外に周知し、理解と支持を得られるよう取り組んでおり、これらは三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）に適切に反映されている。また大学の中長期計画には大学の進む方向が明示されている。

大学は、使命・目的及び教育目的を達成するための教育研究組織が整備されている。

#### 「基準2. 学修と教授」について

大学の入学者受入れの方針は明確になされ、学内外に周知され、学生受入れ方法の工夫が行われている。

教育課程編成方針は教育目的を踏まえて明確になされ、教授方法の工夫・開発が適切に行われている。

教育・学修支援の仕組みが教職員協働の全学的な取り組みとして展開され、効果を挙げるとともに、キャリア教育、インターンシップ及び就職支援体制を整備し機能している。

単位認定、卒業・修了認定、GPA(Grade Point Average)等の基準は明確にされており、厳正に実施されている。

授業評価アンケート、学修行動調査の結果等による学修成果の把握やFD(Faculty Development)に関する研修会など教育目的の達成状況の評価とフィードバックを図る取り組みが整備され成果を挙げている。

学生課を中心に学生生活の安定のための支援は整っており、また、教育目的及び教育課程に即した教員及び施設整備がなされ、適切に維持されている。

#### 「基準3. 経営・管理と財務」について

経営の規律と誠実性が、関連法規を遵守することで確保され、法人及び大学が一体となった運営により維持されている。

理事会は大学の意思を反映できる仕組みを通じて、使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制を整備し機能している。

大学の意思決定の仕組みは、教授会及びその他の会議・組織などを通じて適切に機能すべく構築され、学長のリーダーシップが発揮できるよう工夫されている。

財務運営基盤は安定的に推移し、中長期的な組織運営体制により適切に運営されている。また、会計処理について、監査体制を整備し、実施する体制が作られている。

#### 「基準 4. 自己点検・評価」について

自己点検・評価について、大学の使命・目的等に即した自主的・自律的な自己点検・評価を行う仕組みが作られている。

大学は、IR(Institutional Research)室を中心に現状把握のための十分な調査・データ収集及び精査・分析を行い、点検・評価に活用する仕組みを構築している。また、自己点検・評価の成果を適切に活用できるよう、PDCA サイクルを機能的に動かす仕組みが構築されている。

総じて、建学の精神・理念などに基づいて具体的な教育目標が定められ、三つの方針を明確にした運営がされている。教育課程編成及び実施の取組みの工夫が行われ、加えて教育・学修支援を図る取組みも整備されている。経営・管理と財務について、適切な仕組みと運営が行われており、自己点検・評価の結果を改革・改善につなげる取組みが実施されている。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.地域社会との連携活動」「基準 B.教育目的達成」については、各基準の概評を確認されたい。

### Ⅲ 基準ごとの評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

##### 1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

###### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

###### 1-1-② 簡潔な文章化

##### 【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

##### 【理由】

建学の精神は「誠をもって勤儉譲を行え」と定められ、建学の精神にのっとり大学の使命・目的は学則上に簡潔に明記され明文化されている。

建学の精神、大学の使命・目的については、ホームページや学生便覧、大学案内等にも文章化され明確に定められている。また、学長による「建学の精神についての講義」が、平成 28(2016)年度春学期から全学部・学科新入生を対象に実施されており、早期から大学の目的等を学生に理解させるように努めている。

## 1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

- 1-2-① 個性・特色の明示
- 1-2-② 法令への適合
- 1-2-③ 変化への対応

### 【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

### 【理由】

大学の個性・特色として、「高度専門職業人養成」「社会貢献機能」を重視しており、大学の使命・目的は学校教育法などの諸法令及び中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」などに沿って掲げられ、各学部・学科の専門的特性を踏まえた教育目標が明示されている。

法令への適合に関しては、大学の学則における目的が、学校教育法第 83 条の定めに適した形で制定されている。

変化への対応については、社会情勢を考慮し、大学設置基準の改正に伴い各学科の教育目標が学則に明文化されるなど、必要に応じて内容の見直しを行っている。

## 1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

- 1-3-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-3-② 学内外への周知
- 1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映
- 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

### 【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

### 【理由】

教育目標等の策定について、学科での協議、教授会、理事会、評議員会等によって、役員、教職員が関与・参画している。

大学の使命・目的などを、役員・教職員に周知し理解と支持を得ることに関して、学科での協議や教授会、理事会、評議員会において、適切に取り組んでいる。また、学生便覧、ホームページ及び入学案内を通じて学内外に周知されている。

大学の使命・目的などを、三つのポリシーに適切に反映するよう取り組んでおり、平成 26(2014)年度に策定された「第 1 次中期計画」に反映している。また、それらを達成するために必要な教育研究組織が構成されている。アセスメントポリシー（アセスメントプラン）に基づき、教育の改善に関する PDCA サイクルを有効に機能させている。

## 基準 2. 学修と教授

**【評価結果】**

基準 2 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

**2-1 学生の受入れ**

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

**【評価結果】**

基準項目 2-1 を満たしている。

**【理由】**

入学者受入れの方針の明確化と周知に関しては、大学の建学の精神及び使命・目的等に基づいて、アドミッションポリシーが各学部・学科、各研究科・専攻において明示されている。また、それらが大学案内、学生募集要項、ホームページ等に明示され、入試にも反映されている。

入学者受入れの方針に沿って、多様な入学試験を実施し、多彩な個性と能力を持った意欲ある学生確保に努めている。また、一般入試問題についても、担当者秘匿のもと専任教員が作成し、また、第三者の外部業者の点検を受けながら、問題の難易度や内容等について精査している。

保健医療学部理学療法学科及び看護学科については、試験区分ごとに受験者数が確保され、入学定員は充足している。

**【改善を要する点】**

○経営学部経営学科の収容定員充足率が 0.7 倍を大幅に下回っており、入学者確保のために一層の改善が必要である。

**2-2 教育課程及び教授方法**

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

**【評価結果】**

基準項目 2-2 を満たしている。

**【理由】**

大学の使命・教育理念及び教育目的・教育目標を踏まえ、ディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーが策定され、学部・学科のカリキュラムポリシーに基づき教育課程が明確に体系化されている。

また、学生が順序立てて履修できるよう科目ナンバリングの設定を行い、同時に、カリキュラム構造図（カリキュラムツリー）やカリキュラム体系図（カリキュラムチャート）

も作成し、履修案内等に明示している。

教授方法の改善を進めるために「豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部合同 FD 委員会」と教務委員会が中心となり、効果的な授業方法や評価方法の工夫・検証を積極的に実施している。

#### 【参考意見】

○保健医療学部看護学科について、年間履修登録単位数の上限を超えている学生の割合が高いため、履修規程を整備の上、状況に見合った運用が望まれる。

### 2-3 学修及び授業の支援

#### 2-3-① 教員と職員の協働並びに TA( Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

#### 【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

#### 【理由】

専任教員は最低週 3 コマのオフィスアワーを設け、その時間を学修支援システム「UNIVERSAL PASSPORT (UNIPA)」で公開しており、学生の質問・相談等に対応し、意見をくみ上げる体制を構築している。毎年 1 回、大学と家庭との連携を図るべく保護者懇談会を開催している。また、UNIPA の一部機能（学生時間割表、成績照会、学生出欠状況確認）が保護者に利用できるように運用している。

休学・退学の相談はクラス担当教員が受持ち、保護者と連絡を取りながら早期の問題解決を目指している。相談内容によっては学科長・教員・担当職員が連携し、学生へ指導に当たっている。

各学部・学科において学生に対し、細やかな学修支援を目的として、クラスサイズに関係なく大学院生を TA、学部生を授業補助者として配置し、授業効率の向上を図っている。

### 2-4 単位認定、卒業・修了認定等

#### 2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

#### 【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

#### 【理由】

各学部・学科の単位認定は、実習等試験がない一部の科目を含め、学則及び「豊橋創造大学履修規程」等に基準が明確に定められ、厳正に運用されている。また、進級及び卒業・修了認定等の基準についても諸規則等にのっとり、各学部・学科の履修案内に明示の上、定められた各要件が厳正に適用されている。平成 25(2013)年度以降に各学部・学科に導入した GPA 制度は、その数値によって学生との面談・指導の実施、また、奨学生の選考や

学内表彰の選考を行う上での根拠の一つとなっている。

大学院の各研究科は、大学院学則及び「豊橋創造大学大学院単位認定に関する規程」等諸規則が整備され、論文発表会等を通して、厳正な手続きを経て修了認定が行われている。

## 2-5 キャリアガイダンス

### 2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

#### 【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

#### 【理由】

学部ごとにキャリア教育に関する講義や講演などを行い、学生が自らの進路やキャリアについて考える場を提供し、具体的な進路決定の段階ではキャリアセンターが対応している。教員とキャリアセンター職員が連携して学生支援を展開できるように就職委員会を組織し、具体的なキャリア事業を計画・実施している。インターンシップを展開するに当たり、経営学部にはインターンシップ委員会、保健医療学部には病院実習を計画・実施する委員会やワーキンググループを設置している。

## 2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

### 2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

### 2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

#### 【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

#### 【理由】

各学科レベルでの教育目的の達成状況については、国家試験対策模擬試験結果の状況や国家試験の合格率、各種資格試験の合格率、就職状況、学生による「授業評価アンケート」「学修行動調査」「卒業時アンケート」の結果等により総合的に学修成果を把握している。

教育内容・方法及び学修指導の改善については、「授業評価アンケート」を毎年実施し、集計結果は担当教員にフィードバックされ、教員はこの集計結果に基づく「講義科目自己点検シート」を提出している。また、専任教員による相互参観授業を実施し、参観結果を報告書にまとめ、授業を実施した教員へフィードバックし、授業改善に役立てている。

## 2-7 学生サービス

### 2-7-① 学生生活の安定のための支援

### 2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

#### 【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

**【理由】**

学生サービス、厚生補導を行うための機関としては、学生委員会とその事務を取扱う教育学部学生課が担当している。学生委員会と学生課は、学生生活に関わる学生会、学生プロジェクト、キャンパス・アメニティ、奨学金、留学生、通学、学生相談などについて、問題の発見やその解決に当たっている。また、UNIPA を活用した「学生生活満足度調査」及び学長主導による「卒業時アンケート」を実施し、意見・要望をくみ上げる体制が整備されている。

奨学金については、外部奨学金制度だけでなく独自の奨学生制度を設け、学生の経済的支援を行っている。健康・相談センターでは、けが、病気の応急処置だけでなく、学生生活上の悩みの相談にも対応している。

**2-8 教員の配置・職能開発等**

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

**【評価結果】**

基準項目 2-8 を満たしている。

**【理由】**

大学及び大学院は設置基準、関連規則等に規定される教員数以上に教育目的を達成するための必要な教員数を確保している。

教員の採用は公募を行い、採用・昇格は教員資格審査委員会が「豊橋創造大学教員資格基準」に基づき審査している。

FD 活動は「豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部合同 FD 委員会」が統括し、「学生による授業評価アンケート」「FD 講演会」等を行っている。

教養教育実施に当たっては、大学全体としての体制整備については今後の課題ではあるが、学部・学科ごとに個々の状況に合わせて対応している。

**2-9 教育環境の整備**

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

**【評価結果】**

基準項目 2-9 を満たしている。

**【理由】**

校地、校舎、設備、実習施設、図書館等については、設置基準を満たしており、建物は耐震基準に沿って建設されたものである。また、学内は校舎内外のほぼ全域にわたりスロ

ープを設置し、他にも各棟にエレベータや身障者用トイレを設置するなどバリアフリー化が図られている。

情報通信機器の更新、老朽した空調設備の入替え、学習室やプロジェクト室の整備等はほぼ完了している。このような取組みは更新時期を想定し、年度間の平準化が図られるよう計画的に考えられている。学生の教育環境に対する意見については、「学生生活満足度調査」「卒業時アンケート」からくみ上げている。また、授業内容や対象学年を踏まえ、教育効果に配慮したクラスサイズで運営されている。

### 基準3. 経営・管理と財務

#### 【評価結果】

基準3を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

#### 3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

#### 【評価結果】

基準項目3-1を満たしている。

#### 【理由】

学校法人は、経営の規律と誠実性の維持に必要な事項を「学校法人藤ノ花学園寄附行為」に定め、大学は、学則第1条に定める目的及び使命を達成するため、その目的や教育環境の保全、人権及び安全への配慮等の諸規則を定め、関係法令やこれら諸規則に基づき適切な運営がなされている。加えて、その活動を実施するための予算について、法人及び大学としての基本方針を表明している。

学校教育法施行規則に定める教育研究活動等の情報及び財務情報の公表はホームページを通じて適切に行われている。

#### 【優れた点】

○防災に関する多様な規則が設けられ、教職員へ防災備品の配付を行い、災害用備蓄倉庫には、毛布、保存食、発電機、仮設トイレ等を確保した上、本格的な防災訓練を実施する等、一連の防災に関する対応について評価できる。

#### 3-2 理事会の機能

- 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

**【評価結果】**

基準項目 3-2 を満たしている。

**【理由】**

理事会は最高意思決定機関として位置付けられ、寄附行為に基づいて適切に運営されており、重要な規則の制定や改正についても審議・承認がなされている。また、理事会機能の円滑化と業務執行の円滑化を図るために、理事長兼学長、副理事長兼法人事務局長、校長からなる常任理事会を設置し、かつ、常任理事会には常勤の評議員も陪席させて情報の共有に努めている。理事の選任は寄附行為にのっとり適正に行われている。

**3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ**

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

**【評価結果】**

基準項目 3-3 を満たしている。

**【理由】**

法人及び大学の最高意思決定機関として理事会を定義し、理事会は適切に機能している。また、大学の重要事項の審議機関として運営幹部会を設置し、審議や連絡調整を図っている。

学校教育法改正に伴い、教学における学長のリーダーシップ及び意思決定の権限と責任が定められているとともに、副学長に関する学則の改定、教授会及び運営幹部会での審議事項に関する学則及び関連諸規則の改定を行い、大学の意思決定の仕組みを明確に整備・運用している。

学長が理事長を兼ねていることから各分野での意思決定は非常にスムーズに進行している。毎月運営幹部会を開催し、学長が議長になり、各委員会・組織からの提案事項等に対し、指導・意見をするなど、学長が中心となり大学の意思決定と業務執行、大学運営を行っている。

**3-4 コミュニケーションとガバナンス**

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

**【評価結果】**

基準項目 3-4 を満たしている。

**【理由】**

学長が理事長を、副理事長が法人事務局長を、それぞれ兼任している。また、法人に常任理事会を、大学に運営幹部会を設置して、それぞれ出席の上、法人や大学の重要事項を審議、調整しており、法人と大学及び各部門間のコミュニケーションは良好である。毎年、基本方針について各委員会・事務局部課長からヒアリングや協議を経て事業予算の決定、運営の改善に生かすなど、管理部門と教学部門間の意思疎通と連携、相互チェック及びリーダーシップとボトムアップのバランスが図られている。

監事の選任は寄附行為により適正に行われており、理事会への出席も良好で、法人の業務及び財産の状況について意見を述べている。評議員会は寄附行為に基づいて適切に運営されており、評議員の選任も適切に行われている。

### 3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

#### 【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

#### 【理由】

「業務組織及びその運営に関する規程」で業務組織、事務分掌、業務の権限などを定め、体系化された事務組織と適正な人員配置により、効果的な業務執行と管理体制が構築されている。また、「稟議（りんぎ）規程」により、業務の適正、円滑な処理が図られている。

教授会の下部組織である各種委員会のうち、教務委員会など主要な委員会に職員が構成員として出席することにより、教職協働による情報の共有と業務執行の機能性を図っている。

SD(Staff Development)研修会の実施、学外の研修への積極的な参加、さらには平成27(2015)年度から目標管理制度を導入するなど、職員の資質・能力向上や業務執行体制の強化を図っている。

### 3-6 財務基盤と収支

- 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

#### 【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

#### 【理由】

平成26(2014)年に「第1次中期計画」を策定し、入学者数の定員確保、管理経費の削減、外部資金導入に向けての体制づくりを図っている。

一部の学科の恒常的な定員未充足により単年度収支の悪化を引起こしているが、経常的な経費削減等さまざまな対策を講じて高い純資産構成比率を保ち、実質的には借入金なしの良好な財務環境であり、安定した財務基盤と収支バランスが確保されている。

私立大学等経常費補助金や多くの地方公共団体の補助金の獲得、また、私立大学等改革総合支援事業に採択されるなど、外部資金の導入に努めている。

### 3-7 会計

#### 3-7-① 会計処理の適正な実施

#### 3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

#### 【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

#### 【理由】

会計処理は学校法人会計基準や法人の「経理規程」「経理規程施行細則」に基づいて適正に行われており、平成 28(2016)年度に新たな会計システムを導入して、より迅速かつ的確な会計処理を計画している。また、監査法人による会計監査及び監事による法人の業務及び財産状況の監査も厳正に実施されている。

監事と監査法人との意見交換、監査法人と理事長との意見交換も、それぞれ年 1 回行われている。

### 基準 4. 自己点検・評価

#### 【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

#### 4-1 自己点検・評価の適切性

##### 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

##### 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

##### 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

#### 【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

#### 【理由】

平成 4(1992)年以降、大学の使命・目的を果たす教育・研究及び地域貢献の諸活動が機能しているかを常時点検するねらいで、学則に基づき「自己点検・評価委員会」を設置して定期的に行われ、関係部署ごとに反省と検討を継続的に行って翌年度の事業計画の策定に反映させるなど、自主的・自律的な自己点検・評価を行う体制を構築、実施している。

大学の開学年度から毎年、「自己点検評価書」をホームページに公開している。

#### 4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

##### 【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

##### 【理由】

自己点検・評価に必要なエビデンスの収集や調査は担当する部署・委員会が行い、専門部会での分析・点検を経て、自己点検・評価委員会がエビデンスに基づいた客観的な自己点検・評価を行って取りまとめている。

平成 25(2013)年に IR 室を設置して資料やデータの収集及び分析の一元管理に取り組むとともに、IR 活動について他大学と連携・協力を行っている。

自己点検・評価の結果は「自己点検評価書」にまとめられてホームページを介して学内で共有され、社会にも公表されている。

#### 4-3 自己点検・評価の有効性

- 4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

##### 【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

##### 【理由】

教育目的の達成状況に関する PDCA サイクルについては、学生による「授業評価アンケート」「学修行動調査」「卒業時アンケート」、教員による相互参観授業等を実施して分析し、その結果をフィードバックして教育活動の改善に役立てている。

平成 26(2014)年に策定された「第 1 次中期計画」における各学部・学科及び研究科の取組みについて、平成 27(2015)年度末にそれぞれの進捗状況を取りまとめて見直し作業に入るなど、自己点検・評価の結果を大学運営の改善・向上に繋げるための PDCA サイクルの仕組みの確立に努めている。

#### 大学独自の基準に対する概評

##### 基準 A. 地域社会との連携活動

###### A-1 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供（理学療法学科）

- A-1-① 大学が持つ資源の提供・地域社会の企業や公共機関、大学との連携

###### A-2 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供（看護学科）

A-2-① 大学が持つ資源の提供・地域社会の企業や公共機関、大学との連携

A-3 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供（経営学科）

A-3-① 大学が持つ資源の提供・地域社会の企業や公共機関、大学との連携

A-4 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供（経営情報研究科）

A-4-① 大学が持つ資源の提供・地域社会の企業や公共機関、大学との連携

A-5 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供（健康科学研究科）

A-5-① 大学が持つ資源の提供・地域社会の企業や公共機関、大学との連携

【概評】

各学部・学科、大学院研究科とも地元愛知県豊橋市及び周辺地域を中心とする企業や公共機関、地域住民との連携を図りながら、保健医療学部、経営学部、大学院研究科それぞれの強みを生かした各種取組みを実施している。公開講座、年齢に応じたトレーニングの指導、救護ボランティア等の諸活動は地域住民の健康への意識の啓発及び向上につながり、学生にとっては自身の経験や技術向上の一助となっている。また、県内の多くの高校や団体との高大連携事業も継続的に実施し、経済学とICT（情報通信技術）との融合させた講義などを通して、高校生へ大学の専門的な学びに直接触れるだけでなく、大学進学意識の向上につながっている。

また、各学部・学科の関係諸団体が主催する事業に積極的に協力し、職能及び学術面の発展にも寄与している。

大学院において、地域の企業などからの寄付により定期的に開催している起業家育成講座「SOZO 起業塾」は、地域住民の人材教育のために十分貢献している。また、修士の正規課程において認定された文部科学省「職業実践力育成プログラム」は、社会人の中長期的なキャリアアップのために有効に機能している。

基準B. 教育目的達成

B-1 教育目的の達成

B-1-① 教育研究活動の質的向上をめざした特色ある取組み

【概評】

大学院健康科学研究科の教育に携わる教員の研究活動の実現及び質的向上を図ることを目的として「健康科学セミナー」を開催している。

本セミナーは、最先端の医学・医科学・医療・福祉等に関する研究をリードする新進気鋭の研究者及び実践者から研究に係る最新の情報を入手することを目的として、定期的で開催している。これまで計9回開催され、テーマは、さまざまな分野の最先端で興味深い取組みだけでなく、研究倫理の基本的な考え方といった研究の基盤となるものも加えている。受講対象は、健康科学研究科教員、健康科学研究科大学院生、大学・短期大学部所属

の教職員だけでなく実習病院等の関連施設職員が含まれ、本セミナーにおいて外部との交流を深めている。

大学院健康科学研究科では、本研究科の教育課程の充実、専任教員の研究活動の支援、大学院生の海外留学先開拓等を目的として、海外留学支援制度を導入している。毎年専任教員1人を対象とし、平成27(2015)年度までに3回の実績を残している。現在まで、海外留学を希望する大学院生はないものの、健康科学研究領域のグローバル化は進んでいることから、継続して本制度を実施し海外留学の基盤を固めることが期待される。

